

知財紛争処理タスクフォースの議論の整理

平成 27 年 4 月 28 日
内閣官房
知的財産戦略推進事務局

知財紛争処理タスクフォース（以下、「本タスクフォース」）は、グローバル競争が激化する中で、我が国における知財の価値を高め、イノベーション創出の環境を強化する観点から、知財紛争処理システムの活性化を図るための方策を検討した。これまで 4 回開催し、特許紛争処理システムに焦点を当て、1) 証拠収集手続、2) 権利の安定性、3) 損害賠償額、4) 差止請求権、5) 中小企業支援、6) 情報公開・海外発信、7) 地方における知財司法アクセスの 7 つの論点について議論を行った。

議論の整理は以下のとおりである。

1. 証拠収集手続

(1) 背景

特許権侵害訴訟において、多くの場合、その証拠は原告側ではなく被告側に偏在しており、権利者による侵害の立証等は困難である。そのため、平成 11 年特許法改正においては、民事訴訟法の文書提出命令の特則を規定した特許法第 105 条（以下、特記無い場合は特許法の条項とする。）に、侵害行為を立証するために必要な書類の提出を追加規定して、権利者の保護を図るとともに、文書提出義務の有無を判断するためのいわゆるインカメラ手続を導入した。さらに、被告側を積極的に侵害行為の特定に参加させ、争点整理段階における証拠収集の問題を解決するため、第 104 条の 2（具体的態様の明示義務）が新設された。

しかしながら、この見直しを経た後も、証拠収集手続が十分に機能していないのではないか、更なる改善の余地があるのではないか、との指摘が引き続きなされている。

本タスクフォースで提示された「イノベーション創出に向けた侵害訴訟動向調査」（以下「侵害訴訟動向調査」という。）の結果によれば、平成 21 年から 25 年の地裁判決のうち、非侵害による敗訴が全体の 56% に上っており、原告敗訴の要因は様々なものが挙げられるが、特許権侵害訴訟においては原告による立証が難しいとの指摘もなされているところである。また、近年、

成熟しつつある産業におけるイノベーションは製造方法において起こることが多く、このことも証拠収集の難しさが原因となって日本における権利行使を躊躇させる一因である。特に、中小企業においては、非侵害による敗訴が62%に上っており、我が国の特許訴訟システムの重要なユーザーあり、イノベーションの主演となり得る中小企業の立証活動を充実させるためにも、証拠収集手続の強化の必要性が認められるところである。

(2) 意見と課題

タスクフォースの議論及び関連して実施したヒアリングで示された意見と課題は以下のとおりである。

日本の侵害訴訟においては被告の製品・方法に係る証拠収集が極めて難しいために、米国や欧州のような強力な証拠収集機能を有する国々と比べて、原告側の立証活動が相当程度制約されているという意見が多く出された。例えば、原告代理人が場合によっては、我が国の証拠収集手続のみでは立証に必要な証拠を十分に集めることができないために、米国に証拠がある場合に米国の証拠収集制度を利用して証拠を取得し、それを日本の裁判所に提出する、という例も紹介された。特に、製法特許については侵害の証拠を収集することが無理であると考えて特許権者が訴訟提起するのを自主規制してしまっている実態があるとの指摘があった。これに対して、現行制度をうまく活用すれば証拠収集は可能であるにも関わらず、それが出来ていないことが問題であるとの意見が出された。

現状において証拠収集が難しい要因として指摘されたのは、①訴訟の冒頭段階である争点整理手続が十分に機能していない場合がある、②被疑侵害者による侵害の事実を立証するための有力な手段になり得る文書提出命令が十分に機能していない場合がある、③訴訟における証拠収集の前提となる秘密保持命令制度が十分に機能していない場合があることである。

第1に、争点整理手続について、第104条の2は、被告が原告の主張を否認するときは自己の行為の具体的態様を明らかにする義務がある旨規定しているが、被告が具体的態様を十分明らかにしないでも済んでしまっているとの指摘があった。例えば、一部の被告は、係争に係る原告特許の請求の範囲に合致しない資料等を意図的に選択して「具体的態様」として提出するなどし、裁判所にそれが認められてしまうので、結局は原告側の立証の問題になって立証不十分で原告敗訴となってしまう、という例が紹介された。

争点整理手続の機能強化のための方策としては、現行第104条の2におけ

る自己の行為の具体的態様を明示する義務に加えて、これを証する証拠を提出すべき義務を新たに設けるとの案が示された。

第2に、侵害行為に係る証拠が不十分である場合において被告側資料を提出させる機能を有し、原告による立証の有力手段になり得る文書提出命令規定である第105条（書類の提出等）について、探索的な証拠開示を防止する側面のほか、開示範囲の柔軟な調整や即時抗告に伴う訴訟の長期化を防止するなどの観点から任意の文書提出が広く活用されている等の見解がある一方で、現状の書類提出命令制度の機能には限界があり、また、秘密保持命令（第105条の4）違反の場合には刑事罰があることもあって、現状では裁判所による命令の発出が保守的かつ謙抑的であるとの意見があった。特に「侵害行為について立証するため必要な書類」に対して使われる事例が数少ないこと、申立てに当たっては対象となる文書を特定しなければならないが、そもそも文書の特定が困難であること等が問題点として指摘された。

侵害行為の立証に資する証拠収集を容易にするための方策としては、

- ・米国のディスカバリー手続を参考としてより広範な文書収集機能を実現するため、第105条よりも提出義務に係る文書の特定性を緩和し、原則として当事者による申立てがあれば義務的に提出を命ずべきこととする
- ・同項但書きに基づく正当な理由による文書の提出拒否を認めないこととする、
- ・欧州型の第三者による査察制度を参考として、第三者が被疑侵害者に対して査察を実施して侵害製品・方法に係る証拠を迅速かつ的確に把握することとする、

の両案が示された。

なお、米国型のディスカバリー手続を参考にすることに対しては、グローバルな制度ではないこと、費用面での負担が大きい手続であること等の懸念が示された。また、より広範な文書収集機能の実現を目指すにしても、文書の特定性を緩和する程度等、機能強化の匙加減に特に留意すべきであるとの指摘があった。

第3に、侵害訴訟における証拠収集手続の強化の前提として、訴訟において当事者が提示した営業秘密に係る情報の十分な秘密保持が要請されるどころ、この点についても制度上見直すべき点があるとの指摘があった。

具体的には、第105条の4（秘密保持命令）について、米国では、外部の訴訟代理人のみが命令に係る情報を閲覧することが可能であり、相手方企業の当事者は閲覧することができないが、我が国では、条文上記載はないもの

の、運用上、相手方企業担当者を閲覧対象者に含めなければならないこととなっていることが制度の利用への抵抗感に繋がっている、との指摘があった。また、現行では、当事者の他は訴訟代理人又は補佐人のみが命令に係る資料の開示対象とされており、米国のように技術的な知見を有する第三者に資料を閲覧させることができない規定ぶりになっていることから、結果として開示された文書についての技術的な見地からの検証が実質的に不可能となり、制度の趣旨を減ずる事態を招いているとの指摘もあった。これに対して、秘密保持命令制度の導入に伴い、同制度の下で、当事者間の秘密保持契約の活用がなされており、秘密保持命令の運用と合わせて対応可能であるとの指摘があった。

秘密保持命令制度に係る課題に対する見直しの方策としては、

- ・ 米国型のいわゆる Outside counsel only の原則を参考に、現行規定では条文上排除されていない相手方当事者への営業秘密の開示を行えないように改める、
 - ・ 訴訟代理人又は補佐人に加えて、技術的な知見を有する第三者の専門家に対しては当該営業秘密を開示することができるようにする、
- との案が示された。

(3) 今後の方向性

現行の証拠収集制度の下で、実態として、侵害行為（とりわけ製法特許の場合）の立証に必要な証拠収集が難しい状況にあることに鑑み、欧米における証拠収集手続も参考にしつつ、原告、被告間のバランスを考慮して、証拠収集がより適切に行われるような手続の見直しと訴訟における秘密保持制度の見直しについて検討を進めるべきである。

2. 権利の安定性

(1) 背景

平成 16 年特許法改正において、特許の有効・無効の対世的な判断は審決取消訴訟等も含めた無効審判手続の専権事項であり、裁判所は、侵害訴訟の場面では特許の無効理由そのものを直截に判断する機能を有しないという基本原則を前提としつつ、いわゆるキルビー判決がその根拠とした衡平の理念及び紛争解決の実効性・訴訟経済等の趣旨に則してその判例法理を押し進め、当該特許権が特許無効審判により無効とされるべきものと認められるときは、侵害訴訟におけるいわゆる無効の抗弁規定である第 104 条の 3（特許権者等の権利行使の制限）が設けられた。

これに対して、紛争解決の実効性・訴訟経済の観点から同改正を評価する見解がある一方で、特許権者とのバランスにおいて被疑侵害者を有利にしているとの見解や、技術的な知見が求められる特許の有効性判断は一次的には特許庁に委ねるべきという見解、イノベーション促進の観点から特許権を信じて相当期間投資を行った者を保護すべきであるという見解も示されてきたところである。

(2) 意見と課題

タスクフォースの議論及び関連して実施したヒアリングで示された意見と課題は以下のとおりである。

権利付与から紛争処理プロセスを通じて権利の安定性は重要であるとの意見が多く出された。その観点から、第 104 条の 3 について、廃止又は何らかの形で制限すべきとする意見が出された。これに対して、同条導入以前の状態に戻るのとは適当ではないとする意見が示された。

第 104 条の 3 を見直すべきとする見解の理由としては、同条導入の背景となっていた特許庁における無効審判の審理の遅延が著しく改善したこと、平成 26 年改正で特許権付与後の異議申立て制度が導入されたこと等を踏まえば、第 104 条の 3 の制度としての必要性・必然性は相当程度低下しており、社会的公正の観点から、権利者と被疑侵害者とのバランスを確保すべきであるとの点が挙げられた。また、第 104 条の 3 の導入する際の議論において、導入の結果、地方裁判所での特許性の判断の有様がどのようになるかについて正確に予測できていなかったのではないかとの指摘もあった。

特に進歩性判断については、特許制度が産業の発展に寄与するためには、産業の成熟度合い・競争力・海外の状況を加味しながら進歩性の程度を微調整することが重要であり、その役割を司法が担うよりも、行政が産業政策上の判断として適切かつ迅速に舵取りすべきことであるとの意見が示された。

これに対して、第 104 条の 3 を廃止する案に対しては、特許庁の判断にも過誤があり得るので、侵害訴訟においてもその点を争える余地を残しておくべきであること、侵害訴訟で原告勝訴判決確定後に当該特許が無効になると紛争が蒸し返される事態となり、侵害訴訟で合わせて判断の方が紛争の迅速かつ根本的な解決に結びつくこと、侵害訴訟での判断によって対世的な無効になるのではなく原告は訂正によって無効化を防ぐことが可能であること等の理由から、反対する意見が大勢であった。

したがって、第 104 条の 3 を見直す意見として、行政の判断をより尊重しやすくするために一定の制限をすべきであるとする意見が多く、そのための具体案としては、

- ・「特許無効審判により無効とされるべきもの」の判断事由から進歩性や記載要件を除外する、一定期間を経過した特許権は無効の抗弁の対象から除外するなど、第 104 条の 3 に基づく無効の抗弁の対象を制限する、
- ・侵害訴訟において裁判所が権利無効を認定するための判断水準をより高くするため、第 104 条の 3 に「明らか」要件を導入する、
- ・権利有効性推定規定（例えば、権利無効とするための証拠のレベルの設定を伴うものなど）を導入する、

の 3 案が示された。

これに対しても、第 104 条の 3 廃止案に反対する理由として挙げられた上記の点は依然として一定程度妥当とする意見が出された。

更に、権利の安定性を確保する観点から、無効審判について、遡及効を廃止する案も併せて検討することが必要であるとの意見もなされた。

（3）今後の方向性

我が国産業のイノベーション創出に向け、特に産業政策上の観点を反映した進歩性水準の判断が重要であることに留意し、権利者と被疑侵害者とのバランスを確保する観点から、第 104 条の 3 の手直しを含めて権利の安定性を確保するための方策について検討を進めるべきである。

3. 損害賠償額

（1）背景

特許権侵害によって被る損害の証明は、情報財としての性質から困難を伴うことから、民法の不法行為の枠内での特別規定が特許法に置かれてきたが、裁判所で認定される損害賠償額が低すぎるとの批判がある中、平成 10 年特許法改正で、損害賠償額の立証の容易化を目指し、第 102 条第 1 項を新設することで、「逸失利益」の損害の賠償を可能とする賠償額の算定ルールを新たに設けるとともに、ライセンス料相当額の賠償に関する規定については、第 102 条第 3 項において、「通常」という文言を削除する改正が行われた。

しかしながら、このような改正を経て損害賠償額が適正化されたとの評価がある一方で、依然として、米国と比較すると裁判所により認められる損害

賠償額や弁護士費用が低額である、「寄与率」といった概念によって減額されるために十分な損害賠償額が認められていない、との指摘がなされている。また、損害賠償の立証の容易化のために導入された第102条第1項については、訴訟において十分に利用されていないとの指摘もある。

実際、「侵害訴訟動向調査」の結果によれば、調査対象訴訟のうち、原告が第102条1項のみにより損害賠償請求をした事例は全体の8%のみ（他の条項との併用請求は13%）に止まっており、侵害訴訟において原告が同項の利用に消極的である実態が明らかになったところである。

（2）意見と課題

タスクフォースの議論及び関連して実施したヒアリングで出された意見と課題は以下のとおりである。

産業界の委員を中心に、米国とのマーケット規模の違い等を考慮しても、我が国の侵害訴訟における損害賠償額がビジネスの実態を反映した望ましい額より低い額に止まっているとして、我が国企業がグローバルマーケットにおいて技術的な独自性を有するフロントランナーを目指していくに当たっては、特許の価値を高めるための損害賠償額が望まれ、現状の損害賠償額を引き上げるような方策をとる必要があるとの見解が多く示された。また、損害賠償額が小さいと、訴訟前交渉においても特許の価値を低く算定されてしまうとの指摘もなされた。

このような見解に基づき、損害賠償額の引上げに向けて取り組むべき具体的な課題として提起されたのは、①第102条各項の規定に係る課題、②寄与率の適用に係る課題、③民法第709条の特別規定としての法的性質に係る課題、の3点である。

第1に、第102条各項に関して、①第1項については、訴訟において原告が自らの利益率を開示しなければならないことがこの利用を躊躇させていること、②第2項について、「寄与率」を用いて減額する場合の考慮要素等のルールが明確でないこと、③第3項については、「通常」が削除されたにも関わらず、現実のライセンス料率の例によって算定されている場合が多く、企業間で現に適用されているロイヤルティ額に関する客観的かつ信頼性のある情報がほとんど流通していないため、企業間の相場額の立証に困難を伴う場合があることなどが問題点として指摘された。

これに対処するための方策として、

- ・第1項について、原告の利益率については申立てにより裁判所のみを開示

することができるようにする等、権利者が訴訟提起する場合における同項の規定の活用を促進するための措置を講ずる、

- ・第2項について、判決において損害額から事案ごとの事情を考慮して控除をする場合における算定方法を透明化・統一化するため、第1項と同様に、当該控除ができる事情を定める但書きを追加する。
 - ・第3項について、実施料相当額の算定の適正化に資するため、ライセンス料（ランニングロイヤリティのみならず、開発費用を勘案した当初段階で支払うイニシャルペイメントを含む）やその算定に関するデータベース又はガイドラインを作成する、
- といった案が出された。

第2に、「寄与率」は、問題となっている特許権が原告製品の製造販売による全利益に対してどの程度貢献しているかを導き出すために使われている概念であるが、これによって損害賠償額が減額されているとの批判がある一方で、当該特許の貢献度について原告の立証負担を軽減する手法として機能しているとの見解が示された。いずれにせよ、法文上の規定がなく、その適用に当たっての考え方及び算定方法が明確ではなく、国際的な理解を得ることが難しい場合があるとの指摘があった。

この寄与率に係る課題に対処するため、

- ・被疑侵害者に当該特許の貢献していない程度（いわば非寄与率）についての立証責任を負担させる旨の規定を設ける、
 - ・「寄与率」について、その適用の限定に資するため、「寄与率」を適用して減額する場合及び適用に当たって考慮できる事情を例示する等の法定化をする、
- との案が示された。

第3に、現行制度は民法第709条に基づく損害賠償の枠内で「実損」を賠償させるとの考え方に立っており、実態として賠償額が限定されて侵害する側のインセンティブになりかねないことから、研究開発投資の結果として生み出される特許権の侵害を救済するのに足る額の損害賠償額を実現するために、民法の不法行為の枠から一步踏み出した形の被侵害者に対するより手厚い救済の規定を導入する必要があるとの意見が出された。そのため、課徴金・賦課金の概念を援用する規定を導入すべきとする提案がなされた。

(3) 今後の方向性

グローバル市場の動向を視野に入れつつ、経済の実態ニーズに即して知財

の価値を高めるため、原告、被告間のバランスを考慮して、特許権侵害訴訟におけるビジネスの実態を反映した望ましい損害賠償額の実現に向けた方策について検討を進めるべきである。

4. 差止請求権

(1) 背景

侵害行為を停止させることで権利侵害に対抗する差止請求権は、損害賠償請求権とともに、発明を保護し、産業の健全な発展を促していくために欠くことができない手段である。

しかしながら、標準必須特許による差止めを背景に、当該特許権により標準策定への参画により期待された利益を超えるライセンス料の支払を求めおそれや、米国でのいわゆるパテントトロールによる差止めを背景とした高額なライセンス料の支払いを求めることへの懸念が指摘されている。

(2) 意見と課題

タスクフォースの議論及び関連して実施したヒアリングで示された意見と課題は以下のとおりである。

特許侵害に対する救済としては、差止請求権は重要な意義を有しており、損害賠償額が高くない中で、これを原則制限すべきでないとの意見が大勢であった。

特に、差止請求権の行使の制限を法定化することについては、特許権のトータル価値が下がる懸念があるため、慎重な対応が必要であり、必要な場合には権利濫用法理で対応すればよいとの意見があった。

他方、標準必須特許については、事業者として回避できない性質のものであり、それに基づく差止請求権の行使を制限するための何らかの手当をすべきであるとの意見が出された。その場合でも、技術開発を阻害しないように十分な損害賠償が認められるべきであるとする指摘があった。

標準必須特許うち FRAND 宣言されているものについては、差止請求権の行使を権利濫用により否定した知財高裁大合議判決があるが、権利濫用は個別具体的な事案に対しその都度判断されるものであるから判断基準としてそれ以上機能するものではなく、更に、標準必須特許であるにも関わらず FRAND 宣言していないものについて差止請求権の行使を制限しないのは公平を欠くとの意見があった。その意味では、標準必須特許については、FRAND 宣言

をしているか否かに関わらず、差止請求権の行使を制限できるようにする手当を考えるべきという見解であると見ることができる。他方で、標準必須特許に関わる権利行使の制限を議論する場合には、国際的な保護に与える影響を考慮し、新興国など途上国における我が国の技術の保護が損なわれることがないよう十分な配慮をすべきとの指摘があった。

PAE (patent assertion entity: 特許主張主体) 又は NPE (Non-Practicing Entity: 不実施主体) について、標準必須特許のケースとは区別して議論すべきであるとの指摘があった。特に、悪質な PAE は損害賠償請求から和解に持ち込んで金銭を取得することが目的であるところ、差止及び損害賠償の請求のセットで求めてくる場合が多いが、自ら事業を行っていない以上相手方の事業を差止める必要はないため、差止請求権の行使は制限すべきであるとの意見があった。

こうした PAE をどこまで警戒すべきかについて、訴訟経費の低い我が国では悪質な PAE は起こりえないのではないかと、との意見がある一方、製造業における日本国内への生産回帰の動きが見られる中、悪質な PAE が日本に上陸する可能性はありえるとの指摘もあった。

(3) 今後の方向性

差止請求権の行使については原則制限すべきではない一方で、標準必須特許など一定の場合には制限されるべき場合もあると考えられるところ、その旨を法定化することは影響も大きく、今後、どのような手当が考えられるか慎重に検討を進めるべきである。

5. 中小企業支援

(1) 背景

現在、我が国の成長産業は、ライフサイエンスや医療機器産業といった高付加価値産業にシフトしつつあると指摘されている。こうした産業の担い手として想定されるベンチャー企業を含む中小企業は、特許権侵害訴訟の提起の約 6 割を占めているが、その勝訴率は、大企業が提起した場合と比較して低いことが指摘されてきた。

実際に、「侵害訴訟動向調査」の結果によれば、判決を対象とした事件で見ると、中小企業の原告勝訴率は 20%以下に止まっており、対・大企業の勝訴率で見ると 10%にも満たない状況である。また、同調査の結果、中小企業

の傾向として、①侵害訴訟を提起した際に起用する弁護士のうち侵害訴訟における勝訴率が20%を切る者の割合が6割を超えており、知財訴訟に強い弁護士に対するアクセスが限定されている可能性があること、②中小企業の場合は権利登録から5年目以降に訴訟提起する割合が56%を占めており、より長期的に権利行使する傾向にあること、③中小企業が原告の事件のうち、損害賠償額が1000万円以下のケースが多数に上ったこと、④侵害訴訟を提起した中小企業の原告のうち、東京・大阪高裁管区以外に所在するものが25%を占めていることが明らかになった。

(2) 意見と課題

タスクフォースの議論及び関連して実施したヒアリングで示された意見と課題は以下のとおりである。

中小企業が侵害訴訟において勝訴できない原因として、訴訟代理人の選択と権利の取得に問題があるという2点が指摘された。

まず、訴訟代理人の選択については、訴訟で勝訴するためには原告である中小企業と法律事務所とで密接に連携することが必要であるところ、中小企業には知財部等が存在しないか脆弱であるため、企業と法律事務所連携が不十分となり、結果として判決において期待した救済を得られない状況が生じているとの意見があった。

このため、中小企業が侵害訴訟において適切な救済を得られるための方策としては、権利行使の段階で中小企業が適切な訴訟代理人に依頼できるようにするため、何らかの支援のための基盤を構築すべきとの意見があった。具体的には、関係省庁・団体が協力して、知財専門家に関する情報や、費用や期間がどの程度必要であるなどの紛争処理に関する情報を集積し、中小企業に紹介する等の支援を行う基盤を整備すべきとの提案があった。

次に、権利の取得については、権利行使のために多数の権利を取得し、戦略的な活用が望ましいところ、中小企業にとっては、多数の権利を取得することが難しいのが実情であるとの指摘があった。また、中小企業が勝訴しているケースでは、特許明細書の記述が優れていることが注目され、権利取得の段階から将来の権利行使を見通して取り組むことが重要であることが示唆された。このため、弁理士などの専門家に対してこうしたベストケースの存在を啓発し、中小企業へのアドバイスに活かすべきであるとの提案があった。

また、中小企業が訴訟において直面する問題として、中小企業にとっては、損害賠償請求額に応じた印紙の添付を含め、訴訟に必要な費用が高額になることから、少額訴訟の提起が多くなっているとの指摘があった。これに関しては、中小企業の訴訟提起とその継続において、高額な訴訟経費が大きな障害となっていることに鑑み、何らかの財政的な支援を行うことを検討すべきという提案があった。

(3) 今後の方向性

中小企業の権利行使と訴訟遂行を支援するため、関連する人的リソース及び経費の双方について必要な施策を検討すべきである。

6. 情報公開・海外発信

(1) 背景

日本の知財紛争処理システムが国内外から選ばれるためには、日本の知財紛争処理システムそのものがより正しく理解されることが必要である。

現在、知財紛争処理システムに係る情報については、知財高裁及び知財専門部における知財訴訟の判決のほぼ全件に加え、統計情報の一部が公開されているが、訴訟期日や審理経過、紛争終結の一つの種類である訴訟上の和解に関する情報は公開されておらず、情報量が必ずしも十分でないとの指摘がある。

また、知財紛争処理システムに係る海外発信については、知財高裁ホームページにおいて英語訳等が行われ、海外の知財人材との交流や、知財関係法令の英訳・発信も推進されているが、更なる拡充が求められているところである。

(2) 意見と課題

タスクフォースの議論及び関連して実施したヒアリングで示された意見と課題は以下のとおりである。

日本の知財紛争処理システムを内外のユーザーからより適切に理解され、また、アジア諸国に日本の知財紛争処理システムを売り込み、日本企業がアジア諸国に進出しやすくするためには、情報公開・海外発信を拡充し、透明性を増し、信頼性・予見性をより高める必要があるとの意見が多く出された。

情報公開に関しては、裁判所による取組が進んでいるが、公開している情

報の内容及び方法を拡充する必要があるとして、①情報内容としては、例えば、原告・被告名、訴訟期日・進行状況、和解による終結の事実、仮処分の件数、訴訟の種類別件数等は公開すべきである、②公開方法として、Webを活用する、判決文をより検索しやすくする、との提案があった。また、行政や関係団体が裁判所から情報提供を受けて、分かりやすい形に編集して公開する、との提案もあった。

これに対して、個人情報保護や営業秘密への配慮などの別の要請も勘案する必要があること、何でも情報が開示されることでかえって訴訟提起を躊躇させるおそれがあること、訴訟係属の事実を積極的に知られたくない当事者もいる中で、誰でもアクセスできるインターネットで公開してよいかという問題があることなど、公開すべき情報の範囲及び方法については、慎重な検討が必要であるという意見があった。

また、情報公開に関連して、審理手続のほとんどが準備書面を使った文書審理であるとして、裁判所調査官、付記弁理士及び専門委員制度が活用されていないのではないかと、IT等も活用した口頭審理を行うようにすべきではないかとの問題提起があった。これに対して、秘密への配慮などから当事者の意見も聴取した上で実施される非公開である技術説明会などの弁論準備手続において、それらの者は活用されているとの説明があった。この点は、こうした制度の活用が非公開の場で行われており、その実態について積極的な情報発信がなされていないことが問題であるとの指摘があった。

海外発信については、英語による発信が重要であるとの指摘があり、また、行政や民間団体の協力によって、海外発信を拡充することができるとの提案があった。

(3) 今後の方向性

情報公開・海外発信は更に拡充していくべきところ、情報公開の内容及び方法については、公開することによる弊害とのバランスを考慮した上で、具体的に検討すべきである。

7. 地方における知財司法アクセス

(1) 背景

特許権等に関する訴訟については、平成15年の民事訴訟法の改正により、第1審の管轄を東京地裁及び大阪地裁に、控訴審の管轄を東京高裁（のちの知財高裁）に、それぞれ専属させることとした。専属管轄化は、特に高度な

専門技術的事項についての理解等が不可欠となる特許権等に関する訴訟の審理の充実及び迅速化を図るためのものであり、東京地裁及び大阪地裁並びに知財高裁における専門性は強化され、また、審理期間も専属管轄化前と比較して短縮している。

しかし、地方の当事者にとっては、アクセスの観点では不便であり、また、東京又は大阪以外では、原則として特許権等に関する訴訟が提起されないため、地方において、知財の専門家の育成環境が十分ではないとの指摘がある。

(2) 意見と課題

タスクフォースの議論及び関連して実施したヒアリングに示された意見及び課題は以下のとおりである。

管轄集中による専門性の確保について一定の評価がされる一方、東京又は大阪以外の地方におけるアクセス性について、特に中小企業の経済的負担や専門家の育成面で問題があることが指摘された。

その状況の改善のためには、管轄集中を見直し、高裁所在地の地裁（の全部又は一部）に管轄権を認めるべきであるとの意見があった。これに対して、専門性が失われるおそれがあるため、テレビ会議システム等 IT を活用した遠隔地からの司法アクセスの向上を図ることが適当であるとの見解が示された。テレビ会議システムについては、あまり活用されていないため、より周知徹底を図るべきとの指摘もなされた。

また、地方における知財専門家の不足に対しては、地方におけるイノベーション創出の阻害につながり得るため、各専門家団体による更なる取組が期待されるほか、地方における知財専門家の増加のため、必要な施策について検討すべきとの意見があった。

(3) 今後の方向性

管轄集中による専門性・迅速性の確保とアクセスを容易にすることによる地方における知財の活性化とのバランスを図りつつ、まずは、地方における実質的な知財司法アクセス確保を実現するためにテレビ会議システム等 IT の活用を進めるとともに、地方における知財専門家育成の強化について検討を進めるべきである。

以 上